東肢連

第64号

平成26年11月30日発行

一般社団法人 東京都肢体不自由児者父母の会連合会
会長　高橋勝幸
〒171-0021 東京都豊島区西池袋4-3-12
☎03-5956-3335　FAX03-5956-3336
事務局　E-mail : toushiren@zenshiren.or.jp

目次

平成27年度東京都予算への要望・ヒアリング報告……1
第47回全肢連全国大会開催・参加者報告、感想……10
関ブロ地域指導者育成セミナー開催・参加者報告、感想……15
障害者政策委員会について……18
事務局通信……18

平成27年度 東京都予算に対する要望

福祉部長　三井 美和子

ヒアリング報告

日　時：平成26年7月22日（木）　13：30～14：30
会　場：東京都庁第2本庁舎10階207会議室
出席者：敬称略

【東京都】

福祉保健局（13：30～14：10）
障害者施策推進部

居住支援課	障害児・療育担当課長	中澤	知子
	居住支援係長	渡辺	昌則
	療育係長	山崎	英実
	生活基盤整備係長	柿沢	博之
	施設支援担当	岩崎	智昭
	連絡調整担当	村井	恒一
自立生活支援課	地域生活支援係長	有原	正俊
計画課	支援係長	六串	知己
	調整担当係長	小川	マキ

オリンピック・パラリンピック準備局（14：10～14：15）
大会準備部　施設輸送計画課　調整係長梅村　康子
交通局（14：10～14：15）
総務部　お客様サービス課　サービス推進係長　仲西　洋一
教育庁（14：15～14：30）
人事部　人事計画課　定数係長　島倉　晋弥
指導部　義務教育特別支援教育指導課　統括指導主事　川口　真澄
総務部　教育情報課　広聴担当係長　阿部　望

【東肢連】

会　長	高橋	勝幸
副会長	河井	文
常務理事	島田	泰介、三井美和子
理　事	秋本	裕美
事務局	上野	賢

総論

東京都におかれましては、日頃より当連合会に対しまして、格別なご支援ご理解を頂き感謝いたしております。

この度、平成26年2月には国連による「障害者に関する権利条約」が批准、発効され、また障害者差別解消法も平成28年に施行されます。

権利条約が示している、“どんなに障害が重くても、他の人と同等の権利を有する共生社会の実現”という理念に基づき、当連合会が提示いたした、障害者が地域生活を過ごすうえで社会的障壁となっている要望事項について、東京都としてどのように合理的にご配慮いただけるのかお示しください。

1 都立療育センターについて

・どの施設においても、入所・短期入所・通所の定員を増やしてください。

障害の重度化、高齢化により、その必要性が格段に高まっています。新規の施設がすぐにできないのであれば、既存の施設において定員増を図れ

るように予算措置してください。

・東部療育センターについては近隣に同等の施設がないばかりか都内全域の濃厚な医療的ケアの利用者が集中しているため利用が抑制されています。早急に定員増をはかってください。

回答　都として通所施設や短期入所は重症心身障害児者やその家族の在宅での暮らしを支える重要なサービスと考えている。まず、通所施設に関する都の取り組みとしては障害者の地域移行・安心生活支援3か年プランを策定し、既存の医療型施設における通所事業の拡充をはかるとともに、平成18年度からは区市町村等の施設において看護師等を配置し医療ケアを必要とする重症心身障害児者の方を受け入れる地域施設活用型の整備に取り組んでいる。

短期入所については、都では重症心身障害児者の方の病床を確保するための支援を行っており、平成26年4月1日現在13施設104床分を整備しているところである。なお、短期入所の受け入れ態勢の充実のためには、看護人材の確保が重要な課題であると考えており、平成21年度から看護師確保緊急対策事業を実施し、研修制度の充実等による、看護師の確保・定着に努めている。

また、平成22年度からは特に医療ニーズが高い重症心身障害児者の積極的な受け入れの促進をはかるため、高い看護技術を持った看護師を受け入れ促進員として配置する事業を実施している。今後の利用状況などの実情を継続的に把握しつつ事業の充実に努めていく。

・府中療育センターについては、改築にあたり、利用希望者のニーズに応えられる規模、内容にしてください。

回答　都は平成23年6月に、府中療育センターの改築に向けた基本計画を策定し、公表をしている。基本計画では十分なスペースを確保するとともに、短期入所の増床、通所施設での超重症児等の積極的な受け入れなど在宅療育支援のより一層の充実をはかるものとなっている。現在、平成31年度の竣工に向けて基本設計を行っているところである。

なお家族会の場などにおいて適宜改築に向けた取り組み状況等を説明すると共に意見や要望を受けている。今後も必要に応じて説明会を開催するなど、関係者との意見交換を引き続き行っていく。

・東大和療育センターについては2階から車椅子で避難できるようにスロープを設置し、災害時の避難経路を確保してください。

回答　東大和療育センターは、1階に病棟、通所外来があり、2階にあるのは訓練室や親子宿泊室等などである。2階のベランダ部分には一時避難用のスペースが確保されており、消防のはしご車が来るまで待機することができる。またその一時避難スペースには、担架式やおんぶ式の避難用具を設置している。今後も定期的に機器の使い方の確認を行うなどして災害時等の利用者の安全確保を図っていく。

・よつぎ療育園は都営住宅の一角にあり、手狭になっています。施設の拡張または建て替えをしてください。

回答　通所施設に関しては、都として、障害者の地域移行・安心生活支援3か年プランを策定し、既存の医療型施設における通所事業の拡充を図るとともに、平成18年度からは区市町村等などの施設において看護師等を配置し医療ケアを必要とする重症心身障害児者の方を受け入れる地域施設活用型の整備に取り組んでいる。

平成8年8月に開所したよつぎ療育園についてはまだ年数を経ていないため、現在のところ建て替えの予定はないが今後も区市町村が地域の実情に応じて、通所施設を整備できるよう、都として必要な支援をおこなっていく。

2 住まいの場について

・グループホームの設置が進むように、積極的に都有地を提供してください。また、公営住宅の建て替えの際には余剰地や1階部分にグループホームを建設してください。

回答　地域における福祉サービスの基盤整備を促進するため、区市町村と連携しながら都有地を活用した地域の福祉インフラ整備事業に取り組んできた。都営住宅の建て替えなどについては、関係局と連携し、積極的に情報収集に努めると共に、区市町村とも連携して引き続きグループホームなどの設置促進

を図っていく。

今後も、整備費や定期借地権の一時金に対する補助事業の活用を働きかけながら一層の整備・促進に努めていく。

・2020年東京オリンピック、パラリンピックの選手用宿舎の建設にあたっては、その後、障害者のための複合施設や住宅に転用できるよう設計段階から検討してください。

回答　選手村は民間事業者が建設して、大会終了後は住宅に改修して都民の皆様に分譲・賃借の住宅になる計画で各法令、条例、福祉のまちづくり条例などもあるので、すべての方が利用しやすいように設計、建設したい。

・グループホームの施設整備費補助を増額してください。

回答　都では、第3期東京都障害福祉計画において平成24年度から26年度までの障害福祉サービスの必要見込み量を定めている。この目標の達成のために新たに障害者の地域移行・安心生活支援3か年プランを策定し、地域生活基盤の重点的整備を積極的に支援することとしている。

地域居住の場であるグループホームについては、26年度までに1600人分の定員を新たに確保することとしており、そのために整備費の事業者負担を軽減する特別助成を行うとともに消防法施行令、障害者法令に定める、グループホームの創設に対して消防設備に要する費用の補助を実施している。

また、国に対して、他自治体とも連携し、地方自治体の障害福祉計画等を充分に勘案し施設整備に支障がないよう都市部の実勢に見合った単価等の設定を含め、必要な数を確保するよう要望している。

・医療的ケアや手厚い介護が必要な障害者であってもグループホームで住み続けることができるよう、夜間介助者配置のため重度加算を増額してください。また、グループホームでの訪問看護の活用が進むよう区市とともに対策を講じてください。

回答　平成26年4月に、高齢化、重度化が進むことや、様々なニーズに対応する事などを背景とし、グループホーム制度の改正があったが、国は障害者の地域生活の推進に関する検討会の結論なども踏まえつつ、報酬についての見直しも行い、重度高齢者に対応する加算や夜間支援等体制加算などの充実を行ったところである。

また、東京都ではグループホームが充実し、安定した運営が行えるよう、運営費の加算補助について東京都障害者グループホーム支援事業取扱要綱を定め区市町村へ実施を促しているところである。こうしたことから、国に対しては、グループホームを含めた障害福祉サービスについて、大都市東京の人件費や物件費が高額である実情を反映し、適切な報酬価格を設定するよう、提案要求を行っているところである。

・従来型の入所施設においては、職員配置を増やし日中生活介護施設に通所するなど、日中活動を充実させてください。

回答　都では国制度の給付費に加え、望ましいサービス水準を確保するため入所施設に対し東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金より補助を行っている。

各入所施設では当該補助金を活用して職員配置を増やすなど日中活動の充実を図ることが可能となっている。今後とも都は利用者の意思および人格を尊重して常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるよう事業者を支援していく。

質疑　GHの施設整備補助について、スプリンクラーの設置が全てのGHに義務付けられた。この補助について具体的な数字などあれば伺いたい。

回答　今年度は国の費用で対応している。来年度以降は国の基金事業が続くか不明なので、そちらを検討してからの対応となる。

3 在宅支援について

・各地域の短期入所定員を増やせるように、区市に対し助成してください。また、看護師を配置できるように予算措置をしてください。

回答　短期入所事業は障害者が地域で暮らしていく上で重要な事業であると認識している。

平成25年度末現在、短期入所事業を行っている事

業所は216事業所で、定員は838名となっており、平成24年度末に比べると24名の定員増となっている。都では障害者の地域移行・安心生活支援3か年プランによって平成26年度末までに210人分の整備に取り組んでいる。

平成27年度以降は新たな計画策定や、来年度の見直しに向けた調整において障害者の地域生活支援のため、引き続き短期入所の整備促進が必要であるという観点から検討を進めているところである。

・ヘルパーの報酬単価を加算し、人材の確保に努めてください。

回答　障害者総合支援法における平成24年4月の報酬改定では全体としては2.0%の増額改定になったものの、基本報酬は0.8%の減額となっている。都としては引き続き報酬改定を図っていく必要があると考えており、国に対して報酬単価の設定に当たっては人件費、土地取得費、物件費等が高額である大都市の実情を反映するように要望していく。

なお現在国は、平成27年4月の報酬改定に向けた検討を開始したところで、今後国の動向を注視しながら国への提案をしていく。

・現在、移動支援を条件付きで通所・通学の送迎に利用できることとなっていますが、その条件を緩和して必要な人全てが通所・通学にも使えるよう、区市に指導してください。

回答　移動支援事業は障害者総合支援法の区市町村地域生活支援事業に位置付けられており、各自治体の判断により地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態によって実施している。

なお事業の実施に必要な費用については都として応分な負担をおこなっており、区市町村の財政力により格差が生じないよう十分な財政措置について、国に要望している。

・緊急時に地域の医療機関が障害児者を受け入れられるように指導、育成してください。

回答　都としては、障害を持った方が住み慣れた地域の中で必要なサービスを受けながら安心して暮らせる社会の実現を目指している。そのため都では重症心身障害児者の方のショートステイの病床を確保するための支援を行っており、現在13施設104床分を整備しているところである。

短期入所の受け入れについては、申し込み状況による事前の調整を経た上での利用が基本となるが、緊急の場合についても、可能な範囲で対応している。また都としては医療ケアの必要な重症心身障害児者が住み慣れた地域において在宅福祉サービスを享受して安心して生活できるよう重症心身障害児者を診療する、かかりつけ医を増やすために重症心身障害児者在宅医療ケア体制整備モデル事業を平成25年度から実施している。今後とも重症心身障害児者が地域で安心して暮らせるよう、都として取り組みを続けていく。

・緊急一時保護を各市区で確実に実施できるよう指導するとともに、職員並びに看護師を配置してください。

回答　緊急一時保護は障害者自立支援法の障害者児短期入所事業が開始されるまで、在宅心身障害者児緊急一時保護事業として実施してきた事業である。現在は各区市町村が独自で緊急一時保護を実施しており、都では区市町村の地域の実情に応じ、創意工夫をこらして主体的に実施する事業について支援する、障害者施策区市町村包括補助事業において一部支援している。

なお都では、障害者の地域移行・安心生活支援3か年プランにおいて、短期入所の整備に取り組んでおり、引き続き短期入所の整備に取り組んでいく。

4 通所施設の充実について

・施設整備費を拡充してください。

回答　東京都では日中活動の場の整備を積極的に進めるために、新たに事業者が自己所有の建物によって施設を整備する場合については、この3年間（24年度から26年度）補助金算定にあたって4分の3補助に加えて設置者負担の2分の1を特別に助成している。

また、同じように24年度から東京都独自の補助金である障害者通所施設等整備補助の補助対象に賃借物件を改修して新たに障害者の通所施設を開設する場合その改修経費の一部を補助する項目を追加して

いる。この補助についても平成26年度まで設置者負担の２分の１を特別に助成している。

平成27年度以降については、新たな障害福祉計画の策定や来年度の予算に向けた調整の中で、障害者の地域生活移行や地域生活継続のために整備を促進する観点から検討を進めていく。

・介護職員による医療的ケアの実施が進むよう研修制度の充実を図ってください。

回答　東京都では、介護職員等が医療職と連携を図りながら、安全確実に痰の吸引および経管栄養を行えるよう、研修事業を実施している。

今後も引き続き痰の吸引等が必要な方に介護職員等が適切に対応できるよう都において、研修、従事者の認定、及び事業者の登録を着実に実施していく。

質疑　**大体の人が個別の８時間の研修を受けていると思うが、ある程度の職員数がいないと研修に出す余裕がないと聞いている。研修に出す際の代替職員の配置にかかる人件費の補助など、今はないが、促進に向けた加算は特段ないのか。**

回答　研修という概念からも研修に出る部分を埋め合わせする制度は都の政策としてなじみにくい。(介護職員による痰の吸引等の実施に係る研修は)国の制度ということでまだ始まったばかりで今後も法改正なども含めて、制度定着に向けてしっかりと取り組んでいきたい。

・重症心身障害児（者）通園事業については、引き続き区市町村に対する支援を行ってください。

回答　都では障害者の地域移行・安心生活支援3か年プランを策定し既存の医療型施設における通所事業の拡充をはかるとともに、平成18年度からは区市町村等の施設において看護師等を配置し医療ケアを必要とする重症心身障害児者の方を受け入れる地域施設活用型の整備に取り組んでいる。

なお平成23年度まで、都の要綱事業であった重症心身障害児者通園事業は平成24年4月から法定事業、区市町村事業となったが、重症心身障害児者はその障害特性から、濃厚な医療的ケアや送迎手段の確保が必要である。そのため通所施設において利用者に対する適切な療育環境を確保できるよう、区市町村に対する新たな補助制度を平成24年度から実施している。

今後も、重心通所施設の設置促進を図るため、区市町村への積極的な働きかけを行うとともに、区市町村が地域の実情に応じて通所施設を整備できるよう、都として必要な支援を行っていく。

・福祉施設職員の報酬単価を加算し、人材の確保に努めてください。

回答　事業の運営に要する費用については、基本的に給付費で賄えるべきであり、障害福祉サービスの報酬単価については、事業者が人材の確保、良質なサービス提供、安定した事業運営を行うことができるよう、設定していく必要があると考えている。

これまで東京都は国に対して、障害福祉サービス全般にわたり報酬の改善を行うことや、人件費等が高額である大都市の実情を適切に報酬に反映させることなどを提案してきた。現在国は平成27年4月の報酬改定に向けて検討を開始したところであり、今後国の動向を注視しながら必要な提案を行っていく。

・施設整備のために都有地を積極的に提供してください。

回答　東京都では地域における福祉サービスの基盤整備を促進するため、区市町村と連携しながら都有地を活用した、地域の福祉インフラ整備事業に取り組んできた。現在都有地だけではなく、国有地や民有地を含めた、広範な土地活用策について関係部局である知事本局、財務局、福祉保健局、都市整備局、総務局、および公営企業局により継続的に議論、検討を重ねている。

具体的な取り組みとしては、区市町村における福祉インフラ整備にかかる公有地の活用状況等の検証を行っており、今後この検証結果を踏まえ、現場を担う区市町村の意見を聞きながら福祉インフラ整備に適した都有地等の情報提供の手法や、土地貸付料の減額などを具体的に検討していく。

5 防災について

・二次避難所に指定されている福祉施設においては、非常用電源の確保、食形態にあった食料の確保、レスキューベランダの設置等が進むよう助成、指

導してください。

回答　障害者支援施設については、非常用電源の確保のため平成23年度および平成24年度に障害者支援施設等自家発電装置整備事業補助金により整備を行った。東京都では、避難所、二次避難所を指定する区市町村に対し、要配慮者対策にかかる指針や避難所管理運営の指針を通じて要配慮者の特性に応じた食料を確保するよう促している。

なお、都においては、食形態にあった食料として、アルファ化米、お粥を備蓄しており、その一部を区市町村の倉庫に委託することで、発生時に速やかに供給できる体制になっている。二次避難所からの避難は想定されていない。

6 補装具について

・訪問判定を都内全域で実施してください。

現在、18歳未満の児童に対しては区市における判定が認められているのに対し18歳からは心身障害者福祉センターに出向き判定を仰ぐこととなっています。これは、成長期にあたる児童に対しての配慮と思われますが、成人の障害者も二次障害の予防等の観点から姿勢を正しく保つことが重要で、より細やかなシーティングが必要です。しかしながら、障害の重度化や保護者の高齢化によりセンターに行くことが困難になっています。ぜひ都内全域での判定を再考してください。

回答　補装具の支給に際して身体障害者（18歳以上）は身体障害者更生相談所の判定が必要とされている。原則は来所による判定となっているが、補装具の種類によっては書類判定も可能である。なお、島しょや西多摩では巡回相談を実施し、また重度の障害により医学的な危険性があるために来所が困難で、かつ巡回相談が利用できない方のためには出張判定を実施している。

・補装具の使用年数については、障害の状況や体型の変化に対応できるよう、柔軟に支給決定をしてください。

回答　補装具の使用耐用年数については障害者総合支援法に基づく、補装具の種目、購入または修理に要する費用の額の算定等に関する基準により耐用年数が定められている。

なお、補装具費支給事務取扱指針では、実耐用年数には相当の長短が考えられるため、再支給の際には実情に沿うよう充分に配慮するよう定めている。

質疑　補装具について、毎年回答が同じである。

障害を持つ本人も保護者も高齢化が進んでおり、どの地域においても判定場所に連れて行くのが大変である。訪問判定、巡回判定の制度があるのであれば、もう少し範囲を拡大してもらいたい。月に1回でも地区ごとに日にちを設けてくれればそれに合わせて判定を受けに行くなど、 配慮できる余地があるのではないか。

回答　出張の判定に関しては最近の傾向としては、介護者の不在で出張判定を希望するケースが多い。センターとしてはあくまでも本人の身体状況に応じて判断している。例えば生活圏がほとんど家の中の人が急に表に出ることによって発作を起こしてしまったり、ALSの方が外出することによって命の危険があると判断した場合、出張判定をしている。実績は年間10数件。あくまでご本人の状況に応じてになっている。もしそういう状況があるようなら区市町村に相談してほしい。

質疑　誤嚥や呼吸不全などのリスクを背負って移動をしている人が増えている。

大田区、世田谷区、杉並区など前はあったのに今はないのはなぜか。要綱そのものは変わっていない。実際に多くの会員から声も上がっているし、不合理である。

7 地域間格差の解消について

・『サービス等利用計画書』に沿った適切なサービスが受けられるよう、区市町村に指導するとともに提供事業者のサービスの質と量を確保できるようにしてください。また、地域間格差が生じないように指導してください。

回答　区市町村においては、障害支援区分や障害の種類、その他心身の状況に加えて、介護者の状況や、他のサービスの利用状況、サービスの利用に関する意向、おかれている環境など法令で定められた勘案事項を充分に勘案してサービスの支給決定をすることとされている。

またサービス等利用計画案を策定する体系の整備のため、都は相談支援専門員養成のための研修を実施すると共に区市町村に対して先進事例の紹介や、各区市町村の取り組み状況を把握し、その結果を情報提供するなど、区市町村の取り組みを支援してきた。

都は国に対して重度障害者の地域での自立生活を保障するために長時間サービスを提供する自治体が超過負担を強いられることがないよう、区市町村の支給決定を尊重し、区市町村が支弁した費用額の2分の1を国が負担するよう提案要求しているところである。区市町村が、必要な人に必要なサービスを提供できるよう引き続き国における十分な予算を提案要求していく。

質疑　サービス等利用計画書作成が今年度３年目ということで、各地域で進められている。国の障害福祉サービスの支給量はこの計画書で決まるが、地域のサービスについてはこの計画では対象外。受ける側にとっては、国であっても地域であっても同じサービス、むしろ地域のサービスの方が身近である。例えば移動支援については、地域での支給量の格差が甚だしいと聞いている。東京都の格差に対する取り組みをもうひと押しして地域での格差が生じないような指導をしてほしい。

回答　おっしゃるようにサービス等利用計画で障害福祉サービスは全国一律の基準、自治体管理で法に定められている通りに行うように区市町村には伝えていく。

地域生活支援事業については移動支援等があるが障害者の地域生活に密接な関わりのあるサービスと位置付けられ必須事業という背景がある。一方で移動支援であれば地域の実情に応じて色々なサービスの提供形態があるため、ある程度柔軟な形態でよいと国もしている。もう一つは最終的には地域生活事業は補助金で運営されているが、こちらの方も障害福祉サービス同様の超過負担が発生しているので、自治体の立場としては財源の措置を国に求めていきたい。

8 バリアフリーについて

・都営地下鉄各駅にエレベーターならびにユニバーサルトイレ（介助用ベッドがあるもの）を設置してください。

回答　エレベーターについて、都営地下鉄についてはホームから地上までエレベーターで移動が可能であるというワンルート確保は平成25年度、今年の3月までにすべての駅で完了している。今後は一層のバリアフリーを進め、他路線との乗り換え駅などにエレベーターの設置も行い利便性の向上を図る。

ユニバーサルトイレについて、交通局の地下鉄の駅舎には、誰でもトイレに関しては、原則、重度の障害を持った人に配慮した大型ベッドを設置することとしている。スペースが確保できない場合は、乳幼児用のベビーベッドの設置を行っている。

質疑　ユニバーサルトイレについて、場所によっては、ベビーチェアと大人用のベッドがあって、車いすが移動するスペースが確保できないところがある、機能を分散するなど、少し工夫してもらいたい。

回答　昭和の古い時代の駅はスペースがなく、なかなか難しい。駅によってニーズが違うので、更新の都度臨機応変に対応していきたい。

質疑　多目的ということで、全部の機能を入れようとすると車いすの操作ができないなど逆に使い勝手が悪いので工夫してほしい。

9 教育の充実について

・肢体不自由特別支援学校において、常勤または非常勤の看護師の定数を増やしてください。
各学校で医療的ケアが必要な生徒数に差があるので、実態に見合った看護師配置数が確保できるようお願いします。

回答　常勤の看護師は都単独の措置であり、都の職員定数を取り巻く状況が厳しい中で、これ以上の増員は困難である。

・平成27年度から完全実施になる副籍制度では、直接交流を希望する児童・生徒が希望に沿った交流ができるようなガイドライン作成をお願いします。

回答　副籍制度に基づく直接的な交流は、無理なく長く続けていくことが重要である。そのためには児童生徒はもとより、保護者そして在籍校の学級担任、地域指定校の児童生徒、教員など、関わるいずれの立場の人にも過度の負担がかかることのないよ

う、内容・方法を調整していく必要があると考えている。

これを踏まえ東京都教育委員会では平成26年3月に副籍ガイドブックを作成し、副籍制度の基本的な考え方や手続きそして交流事例等の周知を図っている。副籍ガイドブックについては東京都教育委員会のホームページで閲覧可能。

・普通校に通う障害児のために介助員を措置してください。

回答　非常勤講師による個別指導については各学校の実情に応じて予算の範囲内で適切に対応している。

質疑　普通校に通う介助員について、適切に対応している、というお答えでしたが適切とはどういう事か？　抗議の声が多い。入学を許可したのに、親に付き添えというのはおかしいのではないか。学校が補助の人員を配置すべきではないか。親が仕事を辞め付き添わなければならない場合もある。

権利条約を批准した以上、法整備していない場合勧告が来るようになるわけだから合理的配慮に基づいた指導をしてほしい。

回答　先ほどの回答は高校に限った場合であり、小中学校は各区市町村の教育委員会の管轄である。

・医療的ケアなどで、保護者の付き添いが求められている児童、生徒の通学について、保護者が付き添えない場合も通学を保障できるようにしてください。

回答　スクールバス乗車中に医療的ケアが必要となる児童生徒の乗車は、スクールバス運行中における安全性確保の観点から認めていない。今後、スクールバスを利用できないことから生じる保護者負担の軽減について、検討していく。

質疑　通学について、安全性が確保されれば検討する、とのことだが、具体的にどういう状況になれば認められるのか。

回答　検討事項は「スクールバスを利用できないことから生じる保護者負担の軽減」についてである。乗車の検討ではなく、代替措置の検討である。

質疑　代替措置の検討の方向性は？　車いすタクシーの利用などは考えているのか？

回答　本日は担当部署の者がいないので、詳しい検討内容はわからない。

質疑　このルールのために、本人は５日通学する体力がありながら、保護者の都合で訪問学級にならざるを得ない人もいる。通学の保障の観点から何か対策を考えてほしい。

・肢体不自由校の修学旅行に飛行機や新幹線の利用を許可してください。

回答　肢体不自由特別支援学校における宿泊を伴う行事については児童生徒一人ひとりの障害や健康状態を充分に考慮して児童生徒全員参加を前提としたゆとりある実施計画を作成することが大切である。都教育委員会では今後とも、児童生徒の安全を第一に考えて計画を立案するよう指導助言をしていく。尚、都教育委員会では、飛行機や新幹線の利用を認めないといった指導、通知は行っていない。

10 ヘルプマークについて

・都内の学校や公共交通機関、ショッピングモールなど様々な場所で都内全域に周知してください。

回答　義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方がいる。そうした方が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくなるようヘルプマークを平成24年10月に作成した。併せて、都営地下鉄大江戸線各駅で利用を希望する方に対してヘルプマークを配布すると共に優先席を利用しやすくするため大江戸線車両内の優先席にステッカーを表示する取り組みをはじめた。平成25年7月からは全都営地下鉄、都営バス、都電、日暮里舎人ライナーへ拡大し、すべての都営交通で実施し、さらに平成26年7月から、ゆりかもめ、多摩モノレールに拡大した。

また平成26年度から区市町村による活用の取り組みへの補助制度を創設し、また民間企業による活用を開始した。今年度から開始した区市町村による活用の取り組みへの補助制度の創設や、民間企業による活用を促進していく。今後とも広く都民への周知取組みとなるよう普及啓発を図っていく。

11 飲料の自動販売機の設置について

・身体障害者福祉法の規定にあるように、障害者の就労支援に資するよう売店や自販機の設置が都の施設や区市町村の施設に導入できるよう積極的に協力してください。

回答　東京都の公共施設への自動販売機の設置については障害者団体等の設置促進を図るため身体障害者福祉法ならびに母子および寡婦福祉法に基づき東京都の公共施設内における身体障害者等売店等設置の促進に関する要綱を定め、都庁全局に自販機等設置可能施設調査を毎年行い設置可能施設があった場合は、施設所管局に対し障害者団体等を推薦している。

区市町村についても法に沿って事業を実施すべきものと考えているが、機会をみて東京都の方からは情報提供を行っていきたいと考えている。

◆ その他の質疑応答 ◆

・新たに始まった訪問看護師のレスパイト派遣事業について

質疑　超重症児者の短期入所が進まない中で、レスパイト事業について問い合わせしてみたら、そもそも事業が進んでいない。また、手を挙げる自治体が少ない（多摩地区は0、23区内でも世田谷などごく一部）、使い勝手が悪い（利用要件：すでに訪問看護師派遣事業を使っている、月に2回、4時間ずつ）と聞いている。ヘルパーでは対応できない重症の人に対して、看護師が来れば助かるのに柔軟な制度ではない。もう少し使いやすくする工夫ができないか。

回答　確かに取り組んでいる自治体は少ない。自治体にヒアリングをして良い制度に変えていく方向も考えていきたい。今年度始めているところもある。実際に、事業を始めようとして断念した自治体にも、聞き取りをしながらより良い事業にしていきたい。都として既に訪問看護師の派遣を受けていることを要件にしているわけではない。医師の指示書があれば利用できる。

質疑　訪問看護は労働単価が高く区市町村も負担が大きくなるので、進まないのではないか。

回答　聞き取りをしながら課題を探し、また広報も進めていきたい。

・指定特定相談専門員の研修について

質疑　指定特定相談員の東京都の研修の回数（年2回）が少ない。受けようと思っても受けられず、相談支援専門員を増やすことができない。サービス利用計画書の作成に時間をとられ、一般の相談を受けられない状況になっていると聞いている。まだ2割、3割しか作成できていない市区が多いと思う。

27年3月までに全員のサービス利用計画書を作成するのは厳しいのではないか。研修を増やしていくつもりがあるのか。できない場合、27年4月以降はどうするのか。

回答　今年度中に全員に対して作成しないといけないというのは誤解。申請があった場合に計画を作成することになっている。27年度以降の受給者証の更新の際に順次作成することになっている。3月末までで、作成済みは約2割強。27年4月以降については、東京都だけでなく、国においても混乱がないようにすることとなっている。

研修については、東京都では1回300人、年2回で600人の研修を実施している。これまで累計で東京都で3500人が終了している。このうち、地域の事業所で相談支援専門員として活動しているのは、2割、800人程度である。研修を充実することも必要だが、研修を受けた人が着実に事業に従事する工夫も必要だと考えている。事業所の指定は区市町村が行うので、区市町村と情報共有し、事業者からも事業開始時期などを聞いて、優先順位をつけるなどして進めていきたい。

政党ヒアリングの報告

8月26日に共産党、9月9日に公明党、自民党、民主党の予算要望ヒアリングがありました。

各政党とも限られた時間でしたが、グループホームや短期入所、緊急一時保護についてなど時間の許す限り会員の要望をお伝えしてきました。

全肢連全国大会開催される

大会一日目

大会二日目

第47回全国肢体不自由児者父母の会連合会全国大会・第49回東海北陸肢体不自由児者父母の会連合会愛知大会・愛知県肢体不自由児者父母の会連合会創立50周年記念大会が9月6日（土）と7日（日）、ロワジールホテル豊橋で全国から1000名余りが集まり開催されました。東肢連からは40名余りが参加しました。

今大会のテーマは『住み慣れた地域で、共生社会の実現を目指して～どんなに重い障害を持っていても地域で普通に生きる～』。

一日目は開会式典に続き、障害者スポーツ「ボッチャ」の日本代表の加藤啓太氏が記念講演「障害者スポーツとQOL」を行い、ロンドン・パラリンピックに出場した体験などを語りました。

次に、「学校生活や日常生活での提言」として豊橋市と岡崎市の父母の会の会員が寸劇を演じ、特別支援学校の医療的ケアの体制や卒業後の進路への不安などを訴えました。

その後、「障害児（者）医療学寄附講座と医療的ケアについて」と題し、名古屋大学大学院医学系研究科障害児（者）医療学寄附講座・三浦清邦教授による基調講演が行われました。また、夜は恒例の情報交換会が盛大に行われました。

二日目は『共生社会の実現を目指して』と題してシンポジウムが行われました。

小林信秋・難病のこども支援全国ネットワーク会長をコーディネーターに、各シンポジストから発表がありました。

託児室の様子

情報交換会では学生のダンスも

ばりあふりーフェスティバルでは
HALの体験会もありました

（社福）明世会・大石明宣理事長は、「在宅支援のための医療型障害児入所施設開設に向けて」、愛知県立豊橋特別支援学校・柒名廉教頭は、「入学から卒業後の支援について」、生活支援センターウィル・渡辺竜夫センター長は、「自分らしい暮らしと福祉サービスの活用について」、とよはし総合相談支援センター・江川和郎統括相談員は「親なきあとの支援を考える」をテーマにそれぞれ発表し、参加者と質疑応答が行われました。

続いて、毎年、障害者の避難所体験を実施している豊橋市障害者福祉会館さくらピア・本田栄子事務長が「体験として備えよう～さくらピア避難所体験の取組み」について災害予防講演を行いました。

閉会式では、大会決議文が採択され、次回の開催地の香川県での再会を誓い合いました。

東肢連参加者の中から6名の方に報告、感想などを寄せていただきました。（広報部）

参加者の感想

台東区

全肢連愛知大会参加報告

台東区身障児者を守る父母の会 副会長　石井　昭男

愛知県豊橋市で開催された第47回全肢連全国大会は、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催決定を記念して、ロンドンパラリンピック・ボッチャ競技日本代表の加藤啓太氏の講演で研修の幕を開けました。重度の障害に負けず自らNPO法人を立ち上げ、ボッチャの普及と自らの栄冠を目指す熱い思いを、代読者の言葉を通じて聴衆に伝えました。ファイトいっぱいの一途な想いは私たちの胸に響きました。

続いて豊橋市と岡崎市の会員による、就学児を持つ親たちが日常生活の中から見える様々な問題や希望を寸劇で表しました。

基調講演は名古屋大学大学院教授・三浦清邦先生の『障害児者医療学寄付講座と医療的ケアについて』。医学の発達に伴い増加している医療的ケアを必要とする重度障害者の地域生活を支える問題解決に向け研究と医療職を育成する講座で、県の寄付によって設置されています。重心障害児を支える医療職・非医療職ともに人材不足で、さらに医療職の中にも障害者医療には及び腰の医師も多いが、講座の学生たちは、臨床実習を通じて障害児者や家族と触れ合って理解を進めています。「治す医療」から「（暮らしを）支える医療」の必要性、制度にニーズを合わせるのではなく、ニーズに合わせた新たな制度を作るという心構えが必要というお話など刺激を受けました。

二日目は、『共生社会の実現を目指して』のテーマで、医療法人理事長・特別支援学校教頭・生活支援センター長・相談支援センター統括相談員の4名によるパネルデスカッションで各々の活動の報告提言がありました。質疑応答の時間も短く突っ込んだ質問は出なかったように思います。

大会最後の講演は『災害予防講演』で、豊橋市の「障害者福祉会館さくらピア」が取り組んでいる「避難体験事業」の報告でした。平成21年から継続して様々な避難体験を行っている姿に教示を受けました。

長期間の多大な準備と、当日のスムーズな運営にご尽力頂いた愛知県肢連の皆様有難うございました。

私たちの地域でも医療的ケアを必要とする人の社会資源はなかなか進展しません。今回の大会でも解決の手段として「重心施設」が挙げられていましたが、これは「重症心身障害児者を守る会」の事業と重なってくることで、全肢連との連携状態がどうなっているのか気になりました。またシンポジュウムでの特別支援学校教頭先生のお話の中の、地域との連携の中に地域父母の会との関わりや、父母の会という言葉が出ませんでした。豊橋では父母の会に入っていることが当然の状況なのか、まさしくその父母の会の全国大会の場でもあるので不思議に思いました。

板橋区

初めての全国大会

板橋区肢体不自由児者父母の会 副会長　高垣　めぐみ

今回が初めての全国大会の参加となりました。自分がこの大会に参加するにあたって子供の預け先は、普段から利用している区の緊急一時保護施設を利用しました。いつもレスパイトや冠婚葬祭等で利用しているので、子供も慣れていて、心配なく預ける事が出来ました。豊橋駅や会場のホテル周辺にはたくさんのボランティアスタッフが活躍しており、会場は協賛のコカ・コーラのスタッフよる飲み物の提供や、福祉機器のご案内、災害備蓄品の販売などでとても賑わっていました。

一日目はロンドンパラリンピック日本代表の加藤啓太選手による記念講演からの参加になりました。加藤選手のプロフィールから、これまでの経歴、苦難の就職活動を経て現在はひとり暮らしをしながら、NPO法人ホットスペースを設立し理事長として活躍しているというお話を聞かせていただきました。

次に豊橋市肢体不自由児（者）父母の会、岡崎市肢体不自由児（者）父母の会の皆様による寸劇の発表では、お母様方の日頃の学校でのおしゃべりの様子を寸劇で表現されていて、卒業後の進路問題や個別支援計画について等、身近な話題で、皆さんが不安に思っていることや心配にしていることがよく伝わり共感がもてました。

最後に名古屋大学大学院医学系研究科・三浦清邦教授による基調講演では医療的ケアを必要とする障害児（者）の現状や今後の課題など、丁寧におはなししていただき、特に患者さんと医学部の学生さんとの交流も交えながら、障害児者医療従事者の養成にも力を入れて取り組んでいらっしゃるというお話を聞かせていただきました。

一日目の講演後の情報交換会では、東京の他区の会長様方ともお話ができましたし、コカ・コーラ社の協賛による抽選会なども催され、楽しい時間を過ごすことができました。

二日目は学校入学から、親亡き後の支援についてというとても幅広い内容でした。

シンポジストの方は、お医者様で社会福祉法人の理事長、特別支援学校の教頭先生、障害者就業支援センター長、相談支援センター相談員とそうそうたる皆様方でしたが、どの方も真剣に障害者支援について全力で考え行動しておられる方ばかりでした。障害児を育てていく為には本当に沢山の支援が必要で、私も日頃から、学校の先生方、療育センターの先生方、ヘルパーさん、放課後デイサービス、緊急一時保護施設、福祉課の担当者の方々と本当に沢山の方々の支援を受けながら生活していることを改めて実感致しました。そして自分自身が住み慣れた地域で心身共により豊かに生活していく為に、学校のPTA活動や父母の会等、 地域でのコミュニティを大切にして、積極的に情報収集し、福祉サービスを活用していくことで、より自分らしい暮らしの実現に近づいていくのではないかと、改めて感じました。

江東区

全国大会に参加して

江東区肢体不自由児者父母の会 カリヨン 副会長　秋本　裕美

愛知全国大会のテーマである『住み慣れた地域で共生社会の実現を目指して』～どんなに重い障害を持っていても地域で普通に生きる～は私たちにとって一番の願いでもあり現状の中では大きな課題でもあるテーマです。

その中でも基調講演をされた名古屋大学の三浦教授の『障害児（者）医療学寄附講座と医療的ケアについて』では医療の進歩によって吸引や気管切開や経管栄養などの重い障害を持った方が地域で生活するようになりその地域生活を支えるための医療職人材の不足や障害児者に理解のある医師がまだまだ少数ということで障害児医療に従事する医師を育成する取り組みが県の寄付により始まっている。また地域で安心して暮らせる制度や仕組みが必要であり当

事者への支援はもとよりその家族への支援もとても重要であること。医療・保健・福祉・教育の連携による支える医療が大切……というお話で県や地域自治体が支えながら環境整備に真摯に取り組む姿勢が伝わりました。

また二日目のシンポジウムでは医療法人信愛会の大石氏の『～地域医療の実践報告～在宅支援のための医療型障害児入所施設開設に向けて』では訪問看護を基盤にスタートし医療・福祉・行政・議会などの同調者を集め社会福祉法人を設立して『断らない』を理念として気管切開や呼吸器を装着していてもディサービスやショートスティを受け入れ医療依存度の高い超重症児者日中預かりをスタートして現在は週5日のサービス提供を行っている。三年後には医療型の入所施設を開設予定だという。本当に素晴らしい！

私の娘も生後医療的ケアを抱え地域で生活するにあたりセンター的役割の医療型施設は欠かせない。しかしながら都では医療型施設の増設予定もなく日中一時や卒後の通所施設すら足りない……。

当事者が声を上げる大切さとこのような支援を取り巻く応援者をどれだけたくさん作って行けるのか？をとても痛切に胸に刻まれた二日間でした。国の制度が変わって行っても地域の理解と行政のリーダーシップ力が地域生活の環境整備にとても大きく影響します。新たな気づきをたくさん頂けました。今回コーディネーターをされた難病こども支援全国ネットワークの小林氏のお話が聞けなかったので次回にぜひ期待したいです。

中野区

感　想

中野区肢体不自由児者父母の会　関根　優子

東京都中野区から弟の付き添いで参加させて頂きました。北海道、沖縄、愛知と三回目の参加です。毎回、興味深くどれも重要な内容だとは思いますが、今回は障害者の就職に尽力されていらっしゃる方のお話しがなるほどと思わせて頂きました。障害者求人以外の求人票を見て仕事内容を見てその会社に出向き、話しを聞いて貰い雇用を考えて貰うやり方は素晴らしいと思いました。かなりな成功率らしいので何よりだと思います。普通の感覚だと求人票に、経験や年齢、資格等などで条件に合わないと書類の段階で諦めてしまう事が多いですからこういう発想で力を貸してくれる方々が居る人は良いですね。

他にも質疑応答で、表現の違いなどの温度差があり勉強になりました。

会場の外で売られている介護用品なども昔に比べて随分、進化したなと感心しましたが、比較的、あったら良いな、便利だなと思う物はかなり高価なのでこういう物に自治体から補助があれば良いのにと思ったりもしました。

大会などは興味深く楽しく自由に参加させていただきましたが、大会があったホテルは詰め込みすぎじゃないかと思いました。ホテルの立地や数、収容人数や移動などを考えた場合仕方ないのかとは思いますが、車椅子利用のトイレの少なさやエレベーターに乗るまでの時間の長さなど本当に疲れました。私が疲れてしまうのだから障害者の方はもっと疲れてしまったんじゃないかと心配になりました。

来年は香川県での開催だそうですが、そちらにもまた参加できたらと思っています。

葛飾区

三浦先生のお話を聞いて感じたこと、思ったこと

葛飾区肢体不自由児者父母の会　住谷　道子

全国大会が愛知県で開催されると聞き、20才の娘とともに初めて大会に参加しました。

基調講演の名古屋大学教授・三浦清邦先生は、医師が障害児者医療を理解する啓発活動を行っておられ、障害児者医療を理解した「かかりつけ医」の必要性とその育成について話されていました。小児在

宅医療を実践する千葉県松戸市「あおぞら診療所」の紹介があり、気になってネット検索してみると診療所の住所は娘が1才半のお正月（1996年）にRS感染症のため入院した病院の所在地と同じでした。私はそこで出会った筋ジスのお子さんを持つお母さんのことを思い出していました。小児病棟は付き添いが必要でしたので、病院の隣にある自宅に彼女が帰るのは仕事帰りのお父さんと交代して、シャワーを浴びる時間のみでした。そして消灯前の10分ぐらいでしょうか、病棟の廊下をお父さんがお子さんを周りが見渡せるようにと高く抱きかかえて歩いていました。その短い時間を「家族で過ごす大切な時間」と嬉しそうに話す彼女に、わが子の障害を受けとめきれずにいた新米ママの私は返す言葉がみつからなかったことと彼女が「この病院の先生方の往診が可能なら、自宅に子どもと帰り家族で過ごすことができる」と話していたことを思い出しました。あおぞら診療所が1999年開設と聞き、願いが叶っていたら良いなと思います。

また三浦先生はNICU医療の発展により医療ケア児が増加し、「小児在宅医療」の必要性も話されておられましたが、娘も29週1294gの出生で、NICUに３ヵ月間入院をしたNICU卒業生です。当時の母親教室でNICUの若い医師が「パルモア病院日記」を読んだことがNICU医療に携わるきっかけと話されていて、私もその本を読み、医療の谷間に置かれていた新生児の医療に尽力した小児科医達の存在を知りました。主人の転勤に伴って暮らしていた地域はかつて妊産婦の死亡率が高く、周産期医療センターの開設に働いてくださった医師達がいらした話も思い出していました。三浦先生のお話を聞きながら、私は多くの医師の努力が娘の命を救ってくださったことを思い、感謝の気持ちで胸がいっぱいになっていました。そして先人に連なるように医療の発展と充実のために行動される三浦先生が「障害児者医療に係わることは私の社会貢献」と謙虚に語られた姿に感銘を受けました。

本人とそして家族も豊かな人生が送れるようにと障害児者を支える医療を理解した「かかりつけ医」の育成の輪が広がることと「小児在宅医療」の充実を願っています。

大田区

全国大会・愛知大会に参加して

大田区肢体不自由児者父母の会 会長　高橋　勝幸

愛知大会は、「住み慣れた地域で、共生社会の実現を目指して」をメインテーマに掲げ二日間に亘って「ロワジールホテル豊橋」において、全国から1000名を超える父母と当事者及び関係者が参集して開催されました。

一日目。「豊橋ユースオーケストラ」によるアトラクションを皮きりに開会され、一時間を超す大会式典から、記念講演「障害者スポーツとQOL」について障害当事者によって語られ、そのあと、多くの出演者による寸劇「学校生活や日常生活での提言」へと続き、更に、名古屋大学大学院医学系研究科教授が「障害児（者）医療学寄附講座と医療的ケアについて」の基調講演へと演目が展開されました。
一日目の最後に、同会場において500名を超える出席者による情報交換会の宴が盛大に催され、おわりました。

二日目は、「共生社会の実現を目指して」をテーマにシンポジウムが行われ、コーディネーターとシンポジスト4名によって発表され、そのあと、災害予防講演へと続き～体験しよう備えよう～「さくらピア避難所体験の取組み」についてスライドを活用して語られました。最後に閉会式が行われ、大会決議文発表と開催地謝辞。次期開催地の香川県肢連会長による開催地紹介と挨拶があり、全国大会は平成27年9月12・13日（土日）に四国・高松市「サンポール高松」において「重度障害児者への支援」をメインテーマに開催される事が報告され、今大会終了宣言を持ちまして締めくくられました。

大会式典におきましては、愛知県知事と豊橋市長が挨拶を、また厚労省・文科省大臣（いずれも代理）及び日本肢体不自由児協会理事長と韓国脳性麻痺福祉会会長が来賓として祝辞を述べられました。

二日間に亘る大会は、先に記したように大会構成は、多様な演目と多くの出演者から成り、障害当事者始め、障害児者医療に携わる大学教授や支援学校の先生と保護者、また各種法人事業関係者など人選もバラエティーに富む構成は、主管地・愛知県肢連の大会運営への意欲が伝わり、その努力と健闘に対して敬意を表したいと思います。

会場も広く横長の中央にステージを設け、正面と左右壁面に字幕スクリーンを設置して横長会場の欠点をカバーするなど工夫が見てとれました。しかし、マイクの関係なのか音声が聞きとれないなど、半分も理解できず、またステージにスポットライトなどの照明が当たらず出演者の顔がわかりませんでした。一番の問題は、演目と出演者が多く、盛り沢山に詰め込みすぎた構成によって、印象が散漫になり記憶に残らなかった事が残念に思いました。

尚、同会場で全肢連事業部によって、地域支援大見本市・ばりあふりーフェスティバル2014 in 愛知が開催されました。日頃から協力関係にあります協賛・後援企業の皆さんが、車いすの補助具・車いす向けジーンズや水着・可搬型階段昇降機・災害時障害者用非常食・おかゆ・玄米スープ・非常照明・ロボットスーツ等を出店し実演も行われました。また全肢連によるハンドアーチェリーなどの体験コーナーや飲料水無料提供コーナーなど盛況に催されました。

平成26年度 関ブロ「地域指導者育成セミナー」開催される

9月27日（土）、28日（日）に神奈川県海老名市の総合福祉会館で開催され、関東甲信越ブロック1都9県から約50名が参加しました。

この事業は毎年、全国肢体不自由児者父母の会連合会が全国7ブロックで実施し、リーダーの世代交代や会員ニーズの多様化、会活動の活性化を図って障害者の地域移行、地域生活の環境改善を父母の立場で推進していくリーダーの育成を目的とするものです。尚、事業は公益財団法人JKAの助成を受けて行われています。

開会式では、開催地の神奈川県肢連・石橋会長と海老名市・内野市長から歓迎のあいさつがあり、2日間にわたり今年度のテーマ「成年後見制度」と「相談支援」について、グループ討議と報告会、講師による助言や講演が行われました。また、「成年後見制度」のグループ討議ではファシリテーター（進行役）を神奈川県社会福祉士協会の方々が担当しました。

東肢連から参加した6名の中から3名の方に報告や感想を寄せていただきました。（広報部）

参加者報告・感想

世田谷区

地域指導者育成セミナー参加報告

世田谷区肢体不自由児者父母の会 会長　三井　美和子

セミナー一日目の「肢体不自由児者と家族のための成年後見制度の課題について」では、まず始めに①成年後見制度をどのようにとらえているか ②成年後見制度を利用して感じていること、困っていること ③地域で暮らす権利擁護とは ④身上監護について ⑤後見人についての5つのグループに分かれ、それぞれ討議しました。グループによってはテーマが抽象的で難しいところもありましたが神奈川県で後見人業務に携わる方等がそれぞれファシリテーターとしてリードしてくださり、各グループとも話が弾んでいるようでした。

各グループの発表では ①は本人の判断能力をどのように見極めるのか、相性が悪かったらどうしたらいいか、複数後見が良いと思うなど使い勝手や制度に関する不安の声、②は実際に利用している立場として、書類や手続きが煩雑だった、家族が分断してしまった、本人の意思をどう判断するのか、法人後見を利用して良かったなどの意見、③はサポートネットワークや人材育成、経済的自立などが地域での暮らしを支えるために必要であるという意見、④は後見制度を推進するため地域でのシステム、幼い頃からの意思を引き出すための訓練が必要という意見や身上監護という点でいうと弁護士より社会福祉士等の後見人が良いのではないかなど、⑤は後見人の候補者には本人と会い生活の様子をよく見てもらいたいとの希望などがそれぞれ意見として出ていました。

その後、相談センターゆいまーる所長の田中晃氏によるグループ討議の助言と講演がありました。田中氏はご自身が補佐人や後見人を務められる中での経験を交え制度の話を分かりやすく説明してくださり、またグループ討議の中で出た不安や疑問にも答えてくださいました。田中氏が実務の中で感じ、気をつけていらっしゃることは「後見（補佐）人が本人の利益と思うことと、本人が思う自分の利益とには差がある」ということだそうで、これは親にも共通することだと思いました。また、後見人を決定する時には、何人担当しているか、緊急の面会に対応できるか、連絡は取りやすいかなどを確認するといった基本なのでしょうが参考になるお話も伺いました。

二日目は「相談支援について」で、一日目から引き続き田中氏による制度の説明をまずお聞きしグループ討議となりました。テーマは ①相談支援事業について ②サービス等利用計画について ③障害者のニーズ反映について ④相談員の質について ⑤障害児の相談についてでした。

発表ではQOLを高めるプランとなっているか、相談員の質に差がある、よい相談支援事業所を見つける努力も必要、事業所の不足、地域で幸せに暮らせるようなプランであってほしい、学校と進路先とサービス事業者とがつながらないなどの意見が出ました。

一日目、二日目と共通して出た意見としては、親がいなくなった後も、障害のある人が住み慣れた地域で本人の望む暮らしを継続するためには本人の意思を聴き取り、汲みとれるスキルを持った相談支援専門員や後見人であってほしいし、そのためには人材育成が必要であるということ、また、親は日頃から本人が意思を表出するような訓練をしていく努力も必要である、ということでした。

昨年に続き2度目の参加でしたが、グループ討議が中心ということもあり他県の方と意見交換ができ、また地域による格差なども知ることができ、たいへん有意義なセミナーでした。

江東区

地域指導者育成セミナーに参加して感じたこと

江東区肢体不自由児者父母の会 カリヨン 会長　松井　多美子

神奈川県海老名市で行われたセミナーに初めて参加させて頂きました。海老名市長の障害者福祉に対する熱い想いの話で会が始まりました。

一日目の成年後見制度の課題について、私の参加したグループ討議は『地域で暮らす権利擁護とは』でした。多くの課題が出ました。

○地域の暮らしで本人らしい暮らしができるか。
○本人にとって1番良い後見人制度は何か。
○本人の希望、家族の希望をどこまで活かせるか。
○問題点として、医療的行為の同意が出来ない。
○近年では親子以外の第3者後見が増えている。

まだまだ沢山の課題が出てきました。親として、親亡き後の豊かな生活を送るために考えなくてはならない問題点の多さを感じました。

懇親会では、開催県の神奈川県肢連と長野県肢連の皆さんと同席させて頂き、情報交換をさせて頂き、有意義な時間を過ごさせて頂きました。

二日目のサービス等利用計画の作成について、5人の小グループでしたが沢山の意見が出ました。江東区は他の区に比べかなりの遅れを感じました。区からの情報も少なく、高齢の保護者の方はまったく理解できていない方も沢山います。

今回の研修で学んだ事を多くの会員の皆様に伝え、区にも良いサービスが一人一人受けられるように働きかけをしたいと思います。2日間の研修の機会を与えて頂き、今後の活動に役立てたいと思います。

武蔵野市

地域指導者セミナーに出席して

武蔵野市肢体不自由児者父母の会 副会長　山崎　久美

今年のセミナーのテーマは「成年後見制度」と「相談支援」でした。息子が来年には成人を迎える事で私自身本腰を入れて勉強する必要があると思い参加しました。2日間、各テーマごとにファシリテーター1名参加のグループ討議が行なわれ、様々な意見が出され、その中からいくつもの課題も見えてきました。

一日目後半、実際に相談員を行っている講師による講演では、障がい者本人、相談支援専門員の現状を掘り下げて聞く事もできました。後見活動の3本柱、「身上監護」「財産管理」「裁判所への報告」を行うには多くの負担があり、又、後見人が「障がい者本人の障害」を理解していない問題も出されました。親族後見からの移行には専門職のスキルアップ、そして地域(社協・NPO等)の更なる充実が必要な現状を痛感しました。

二日目は、グループ討議後「地域相談支援」のセミナーでした。書面上での「個別支援計画」と「実際に受けているサービス」の違いを明確化して「満たされないニーズの顕在化」の必要性を感じると共に、それを行うには重心に適した専門相談員研修を自治体に望んで行きたいと思います。

2日間のセミナーを終えて、私自身が強く望む「親亡き後の障がい者本人の健全な生活が守られ、その本人のために財産を使っていく」には、地域福祉が充実しなければ有りえないと思います。新しい制度で良い事ばかりではなく問題点もあり、今後、制度の改正・解釈も含めて障がい者本人が明るい未来に向かえる様に進んで欲しいと思います。

最後になりましたが、セミナー開催に当たり、神奈川県の会長はじめ会員の皆様には大変お世話になりました。ありがとうございました。

障害者政策委員会について

府中市肢体不自由児者父母の会 会長　河井　文

今年9月1日の第13回障害者政策委員会から委員として出席しています。本会議の役割や、委員として目指している事などについて簡単に説明させていただきます。

『障害者政策委員会』は、障害者権利条約の趣旨を踏まえた障害者基本法の改正により、中央障害者施策推進協議会を改組し、平成24年5月21日に内閣府に設置されました。

その任務は、「障害者基本計画の策定に関する調査審議・意見具申、同計画の実施状況の監視・勧告、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に関する意見具申」となっています。委員は内閣総理大臣が任命し、30人以内で組織し、非常勤であり、任期は2年です（第13回障害者政策委員会資料より）。また、障害者権利条約のモニタリング（監視）の役割を担うことが条約批准の国会審議で確認されています。

私は、一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会理事として、平成26年8月29日付で任命され、就任いたしました。委員の構成は内閣府のホームページから障害者政策委員会を検索して、委員名簿を出していただければ詳細がわかります。当事者の委員が多く、また当事者ではない委員の方も家族に障害の方がおられるなど、障害児者を取り巻く環境をよくご存知の方々だと思います。ただ、重症心身障害児者の家族は私一人であり、その責任は重いと認識しています。的確に私たちの思いを届けられるよう努力いたしますが、会員一人ひとりの思い、声を地区会長を通して連合会に届けていただきたいと思います。

私たち父母の会の会員は、ここ数年『障害者権利条約』について学んできました。権利条約を具体化するために、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が円滑に施行されることが非常に重要です。広く国民に認知され、条約や法律の趣旨が正しく理解、遂行されるように、基本方針についての意見をまとめているところです（10月31日現在）。今後、基本方針が閣議決定され、その後対応要領、対応指針が作成され、各市区町村や民間事業所での対応が具体化していきます。どんなに障害が重くても、社会の中で主体的に生きていけるよう、私たちもこれらの条約や法律を正しく理解することが必要です。

会議の参加にあたっては、内閣府の担当者との連絡や助言など、全肢連・石橋副会長や事務局の皆様には大変お世話になっています。この場をお借りして御礼申し上げます。また、地元府中市の、子どもの通所先の作業所やヘルパーの派遣事業所、日中一時支援事業所の方々にも体制をやりくりしていただき、私が会議に参加できるよう支援していただいています。私の子どもは、医療的ケアが必要な重症心身障害者ですが、体制が整えば、本人も家族も色々な活動ができます。親も子どももあきらめずに色々なことにチャレンジできる社会になるよう一緒に努力していきたいと思います。

事務局通信

《 東京都肢体不自由児者父母の会連合会　賛助会員募集のご案内 》

東京都肢体不自由児者父母の会連合会では、賛助会員の募集をしています。

賛助会員会費　個人会員一口　　3,000円
団体会員一口　10,000円

尚、賛助会員の皆様には、年3回発行の会報「東肢連」の発送や各種イベントの案内をお送りさせていただきます。

『平成27年　東肢連新年会のご案内』

東肢連新年会は下記の日程にて行われます。

日　時　平成27年1月17日（土）
会　場　上野精養軒　3階　桜の間
開　会　12時～

今回はアトラクションとして「川口真理奈琉球古典舞踏研究所」による琉球舞踏をご披露いただく予定です。

皆様の参加をお待ちしております。